

5 環 管 第 8 5 号  
平成 2 5 年 3 月 2 1 日

関係団体の長 様

京都府文化環境部環境・エネルギー局長



特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正  
する政令の施行について（依頼）

平素は、本府の環境保全行政の推進について、御協力いただきありがとうございます。

さて、平成 2 5 年 1 月 2 5 日に特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、同日に施行されたことに伴い、経済産業省産業技術環境局長及び環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴団体の会員等への周知についてよろしくお願いします。

担 当	環境管理課 (指導担当)
T E L	075-414-4707
F A X	075-414-4710



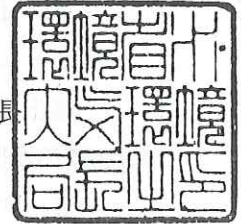
20130301 産局第 2 号  
環水大総発第 1302203 号  
平成 25 年 3 月 7 日

都道府県知事  
指定都市長  
中核市長  
特例市長  
福島市長、市川市長、松戸市長、市原市長  
八王子市長、藤沢市長、徳島市長 殿

経済産業省産業技術環境局長



環境省水・大気環境局長



特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令  
の施行について（技術的助言）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 15 号。以下「改正政令」という。）が、平成 25 年 1 月 25 日に公布され、同日に施行されたところである。

先般、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号）により、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する有害物質として、トランス-1・2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1・4-ジオキサンが追加されたことに伴い、これらの有害物質を排出する施設が設置されている工場について、新たに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号。以下「組織整備法」という。）における特定工場として公害防止統括者等を選任させることとするため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 264 号。以下「組織整備法施行令」という。）



の改正を行うものである。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、今回の改正政令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(1) 特定工場の追加

1・4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを含む汚水又は廃液を排出する施設が設置されている工場を、組織整備法第 2 条第 2 号の政令で定める工場（特定工場）とするため、下表に示す施設を組織整備法施行令別表第 1 に追加した。

なお、トランス-1・2-ジクロロエチレンについては、既に有害物質として排水規制及び地下浸透規制が行われているシス-1・2-ジクロロエチレンに関する施設と同様であるため、新たに追加する施設はない。

表 組織整備法施行令別表第 1 に追加する施設

- |   |
|---|
| <p>①水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 33 号に規定する施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造施設</li><li>・ ポリエチレンテレフタレート<small>（PET）</small>の製造施設</li><li>・ 塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設</li></ul> <p>②水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 34 号に規定する施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造施設</li></ul> <p>③水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 35 号に規定する施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2-クロロエチルビニルエーテルの製造施設</li></ul> <p>④水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 37 号に規定する施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ エチレンオキサイドの製造施設</li><li>・ エチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造施設</li></ul> <p>⑤水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 38 号の 2 に規定する施設</p> <p>⑥水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 46 号に規定する施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設</li></ul> <p>⑦水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 47 号に規定する施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造施設</li></ul> <p>⑧水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 50 号に規定する施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1・4-ジオキサンの試薬の製造施設</li></ul> <p>⑨水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 号の 2 に規定する施設</p> |
|---|

(2) 塩化ビニルモノマーを排出する施設の取扱い

塩化ビニルモノマーについては、水濁法に基づく排水等の規制において、公共用水域及び地下水における検出状況等を踏まえ、地下浸透に限定した規制となっている。このことから、組織整備法施行令別表第1に追加した施設のうち、「水質汚濁防止法施行令別表第1第33号に規定する施設のうち、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設」については、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限定して、当該工場を特定工場として取り扱うこととなるので留意されたい。

(3) 経過措置

今回の改正により、新たに、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理人（以下「公害防止管理者等」という。）を選任する必要性が生じた特定事業者については、平成26年3月31日まで、選任すべき公害防止管理者等有資格者であることを猶予する経過措置を設けることとした。